京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市再生特別地区の決定（京都市決定）

都市計画都市再生特別地区を次のように決定する。

種類	面積	建築物その他の工作物の誘導すべき用途	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	備考
都市再生特別地区（三条駅前地区）	約0.7ha	－	60/10	30/10	8/10	2,000㎡	中層部1 12m 中層部2 15m 高層部1 20m 高層部2 25m	

（建築物の建蔽率の最高限度の特例）

1　建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法（以下「法」という。）第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。

2　建築物の建蔽率の最高限度は、法第53条第6項各号のいずれかに該当する建築物については適用しない。

（備考）

1　本計画書において使用する用語は、法及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

2　前項の規定にかかわらず、建築物の高さの算定における階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分（その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合に限る。）の高さは、3m（建築物の高さの最高限度が25mの区域においては4m）までは、当該建築物の高さに算入しない。

「位置、区域、建築物の高さの最高限度の区分及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

理　　由

都市再生緊急整備地域として定められている京都市三条駅周辺地域内の京阪電車三条駅の旧地上駅跡地において、「えきから始まるまちづくり」として、当該地域の更なる魅力や活力の向上を図ることにより、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、都市再生特別地区を決定しようとするものである。